



所長コメント

佐賀県唐津市で11月2・3・4日に行われた「唐津くんち」へ日帰りで行ってきました。

唐津神社の秋祭で、獅子、兎、鯛などを模した曳山と呼ばれる14台の山車が市内を練り歩きます。

唐津は玄界灘に面し、古くは中国との玄関口として栄えました。今は漁業が中心のようです。先にはイカで有名な呼子があります。

港のそばの小高い山に真白なお城が有り、そのお城を中心にし

て栄えた城下町なのです。

それぞれの町は独特のデザインをした曳山を持ち、競うようにそれを引き歩くのです。

町の年配者が先導し、あまり大きくはないのですが、高さ4メートルぐらいある曳山の上で若者がはやし立て、笛や太鼓を持った子供たちがまわりをとり囲んでいる。勇壮というよりも、ほほえましい光景でした。

こういう地方の祭りが、いつまでも続いてほしいものです。

社長の仕事 税理士 大場史郎

混迷するメイドインジャパン

パナソニックが今年度決算で2期連続の巨額の赤字を出すというニュースが飛び込んできた。日本経済を牽引してきた家電メーカーは、中国、台湾そして韓国の後発メーカーに完全に追い抜かれたようだ。

一番の要因はこのところ続く円高だろう。中国は為替を固定にし、韓国は頻繁に為替に介入して、ウォン安を保っているようだが、日本と比べて規模が小さいので、海外から批判を浴びることはない。しかし逆に規模が小さいので、巨大なファンドマネーが一気に飲み込むかも知れない。日本も日銀が国債を買い支えているようだが、日銀が円をジャンジャカ刷って、国民一人当たり百万円ずつ配れば、デフレは止まり、円安にはなるだろうし、景気は良くなるだろう。これは海外からは円の背信行為と映るのかもしれないが・・・。

日本社会の構造的問題も経済の不振に関係があるようだ。研究開発から、製造そして販売をすべて自社でこなす。よい意味では品質の確保ができるが、1から計画的に行うので、大幅な増産や減産などの変化にすぐには対応できない。

逆にアップルのように、自社で研究開発は行うが、製造は中国など安くできるところに投げる。自社で工場を建て

るわけではないので、大幅な増産をするときには外注先を増やせばいいし、減産をするときは外注先を切ればいい。変化に対応できるビジネスモデルだ。

前者を垂直統合、後者を水平分業というようだ。終身雇用を前提としている日本では水平分業というスタイルはなかなかなじめないようだが、最近では設計やデザインを国内で行って、生産は中国の企業に任せるというやり方も、徐々に浸透してきたようだ。

我々中小企業は、今までは垂直統合の一部品を生産して、大企業の生産ラインに送るという方法で生きてきた。

大量生産する家電やパソコンなどを国内ですべて作業が終了するという方法は、価格面で対抗できなくなっている。

自動車などはまだ工程が複雑なので、開発、設計を国内でおこない、製造を海外の他メーカーに投げるとするのは今のところないようだが、工程の簡単な電気自動車はそのうち、生産は中国のメーカーに任せるというスタイルも出てくるのかもしれない。

大量の雇用を抱える日の丸家電メーカーが、早く元気になるしてくれないと、国内景気は厳しいものがある。

そんな中で、トヨタが中国での不買運動にもめげず、2013年3月期決算で、一兆円を超える利益に上方修正したのは、数少ない明るいニュースである。



“公正証書あれこれ”

Aさん:今日は公正証書について教えて。

わたし:公正証書っていえば、公証役場で作る公正証書遺言は知ってるよね。これだと、法律の専門家の公証人に作ってもらうから内容が法律的に間違いがないし、遺言書の原本が公証人役場に保管されていて、遺言書の謄本ももらえるので、遺言者が亡くなっても、自筆証書遺言のように紛失するおそれがないから、安心して安全だね。もちろん遺言の書き換えは何度でもできるよ。

Aさん:そうかあ。公正証書は他に何にどんなふう利用されているんだろう？

わたし:いくつかあるんだけど、貸金業者が一番利用しているのが「金銭の貸借に関する契約書」だね。

Aさん:それって貸金業者にどんなメリットがあるん？

わたし:公文書だから高い証明力があるうえ、債務者が金銭の支払いを怠ると、裁判所の判決を待たないで直ちに強制執行手続に移れる(これを「執行力」という。)んだよ。つまり、金銭の貸借など金銭の支払いを内容とする契約の場合、本来なら債務者が支払いをしないときには、裁判を起こして裁判所の確定判決を得なければ強制執行することができないんだけど、それには時間(最長で、簡裁、地裁、高裁、最高裁などの三審裁判)と費用(弁護士費用等)がかかるだろ。だけど、公正証書を作成しておけば、すぐ、強制執行手続に入れるってわけ。だから、貸金業者が利用するんだよ。これは貸金業者でなくても、私人どうしで、ある程度多額の金銭の貸借など金銭の支払いを内容とする契約をする場合も利用すべきだと思うよ。

Aさん:なんで？

わたし:債務者が金銭の支払いを怠ると、裁判所の判決を待たないで直ちに強制執行手続に移れるし、債務者は、100万円の借金のために、自分の土地、建物(2,000万円の価値)や給料に強制執行されたら、ビビッて何とかして払おうとするだろ。払ってくれたら強制執行手続を取り下げればいいんだから、公正証書は支払い催促の強力な手段になるだろ。

Aさん:なるほど。

わたし:それから、これは離婚に伴う慰謝料・養育費の支払いについても公正証書を作っておくと、同じような強力な効力があるよ。

Aさん:あまりそういうことにはなりたくないけど、頭の隅にとどめておくよ。

1.中途採用の健康保険

2.飛込自殺は通勤災害でしょうか？

社会保険労務士
キャリアカウンセラー

田村 実



1、中途採用の健康保険

Q:

中途採用した者が、新しい健康保険証をもらうまでは不安なので、国民健康保険に加入したままにしておくといえます。入社後に国民健康保険を使っても問題ないでしょうか。

A:

国民健康保険の被保険者は、健康保険法の被保険者に該当するに至った日の翌日から、その資格を喪失します。被保険者の属する世帯の世帯主は、14日以内に資格喪失届を市町村に届け出なければなりません。

健康保険の被保険者資格を取得するのは、適用事業所に使用されるに至った日で、具体的には「事実上、使用関係の発生した日」と解されています。

健康保険証が交付されるまでは、「被保険者資格証明書」により、療養の給付を受けることができます。また仮に事業主が資格取得を怠っていても、法第87条の療養費が支給されます。健康保険証がなく全額自費で受診しても、協会けんぽ、窓口での一部負担金相当額等を除いた額が支給されます。

国民健康保険の資格喪失手続きをしないまま、その被保険者証を使って診療を受けると、国民健康保険が立て替えている医療費を返還しなければならない可能性があり、注意が必要です。

2、ぶっそうな話ですが、飛込自殺は通勤災害でしょうか？

Q:

先日、朝のラッシュ時に人身事故が発生して、電車が大幅に遅延しました。「人身事故」の中には、通勤途中、「仕事上のストレスで、発作的に自殺する人」も少なからずいると思います。業務が原因と認められれば、業務上災害として保険給付の対象になるのでしょうか。

A:

「人身事故」は、見掛け上「住居と就業場所との間を、合理的な経路及び方法により往復する」途中で発生した形となります。しかし、「自殺は、通勤が原因となって災害が発生したものではない」ので、通勤災害には含まれません。

一方、仕事が原因と認められれば、業務中に発生した事故でなくとも、業務上災害として取り扱われます。解釈事例では、「統合失調症等の一部の病気については、業務起因を認める」としています。また平成11年の通達では、「精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害されているときは、故意には該当しない」と述べています。

今回は、Q&A2問とさせていただきます。

花子 32歳 おおばらう

勝者は戦うべきところと妥協すべきところを心得ている



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

オバマ大統領が予想外の大差で再選された。

11月8日からの中国共産党全国代表大会で、10年ぶりにトップが入れ替わる。党総書記に胡錦濤氏に代わり習近平国家副主席が就任する。

更には、お隣り韓国でも大統領が5年ぶりに替わる。こちらの方は12月の選挙なので、まだ誰が新大統領になるかはわからない。韓国の大統領は再選はできない。下馬評だと朴槿恵（パク・クネ）氏が、初の女性大統領になりそう。彼女は暗殺された朴正熙大統領の長女だ。

3月にロシア大統領選挙があり、プーチン氏が返り咲いた。更には5月にフランス大統領選挙があり、オランド氏が新大統領についた。フランスは大統領任期が5年（連続した任期は2期まで）である。

今年は先進国のトップが多く入れ替わる年だ。

今朝のニュースで、野田首相が「12月にロシアを訪問し、北方領土問題についてプーチン大統領と話し合いたい」とお伺いをたてたら、「大統領は多忙で時間がとれない。また体調面も芳しくない。」と返事が来た。これは社交辞令で本音は「日本はまもなく衆議院選挙が行われ、民主党は大敗し、野田首相は退陣に追い込まれる。レームダック（死に体）状態の首相に会ってもしようがない。」のようだ。

新メンバーになり世界はどう動くのだろうか？

やはり、一番気になるのは中国だ。これからますます拡大する経済力と軍勢力。

習近平体制になって、その強い経済と軍備を背景に更に強硬に出るのか、逆に国内の経済成長を持続させるために、日本の先進のエコや環境技術を取り入れる必要があるのか、友好政策をとるのか。注視して行かなければいけない。

ここ10年、日本の政治も経済も停滞し、むしろずり下がってきた。隣国がその間に力を付け、日本の援助もいらなくなると、今まで言わなかったことを言い出した。

わが国ももう一度、強い国にしたいものである。まさに外交はパワーバランスだ。





税務 復興増税について

担当: 吉國雄一郎

復興増税をご存知ですか？

国が東日本大震災からの復旧、復興に充てる原資を確保する目的で定めた税金です。

復興増税、簡単に言いますと「税額の上乗せ」です。

内容は以下の通りとなります。

①所得税

通常の計算により算定された所得税の額に「2.1%」を乗じた金額が上乗せされます。

この上乗せは平成25年から25年間、平成49年まで続きます。

影響額試算表～政府税制調査会の公表資料より作成～
(年間の負担増)

給与収入金額	夫婦2人	夫婦1人	単身者
400万円	900円	1,600円	2,000円
600万円	2,700円	4,000円	4,800円
800万円	7,000円	9,700円	11,300円
1,000万円	14,000円	16,600円	18,200円
1,500万円	37,200円	41,500円	44,200円

②個人住民税

住民税は、所得割と均等割で構成されています。この均等割の部分が「年間1,000円」上乗せされます。この上乗せは平成26年から10年間続きます。

従来の所得割 年間4,000円→ 復興増税 5,000円

③法人税

通常の計算により算定された法人税の額に「10%」を乗じた金額が上乗せされます。この上乗せは3年間続きます。(平成24年4月から平成27年3月末までの間に開始する事業年度で適用)

この法人税の上乗せは地方税の計算上考慮する必要はありません。



	平成24年3月まで	平成24年4月以降	復興増税導入後
法人税率	30%	25.5%	28.05%
法人税・住民税	40.69%	35.64%	38.01%
増税前との税率差		△5.05%	△2.68%

上記の表のとおり、税制改正により平成24年4月より当初は5.05%減税となる予定でしたが、復興増税の導入により2.68%の減少となりました。

税務 平成24年分から変わる生命保険料控除

担当: 小柳博美

年末調整の際に登場する、生命保険料控除のしくみが平成24年から変わります。

これまでは一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除の2つに分けて、それぞれの生命保険料控除とされており、各々の控除の適用限度額は5万円(合計適用限度額が10万円)でした。

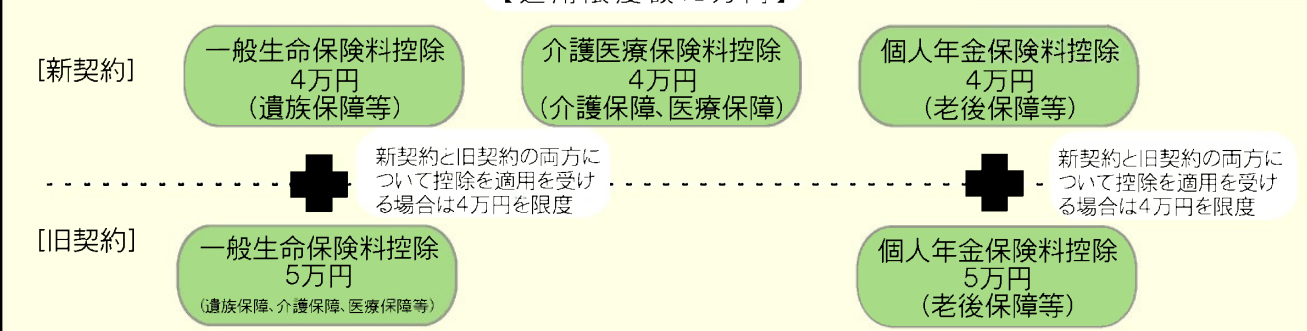
平成22年度の改正により、生命保険料控除が改組され、平成24年分以後の所得税から、「介護医療保険」が独立し、生命保険を3種類に分けてそれぞれ控除ようになります。今まで生命保険の中に含まれていた医療保険、介護保険が別枠で控除されることになり、各々の控除の適用限度額は4万円、合計で最高12万円となります。

介護医療保険控除は「平成24年1月1日以後」新たに加入した介護医療保険から適用になります。ただし、平成24年に入ってから特約を中途付加したり保険が更新されたりした場合などは、その後の保険全体の保険料が新制度の扱いになります。

今年の年末調整は新旧の両制度が混在する可能性もあり、新旧どちらが適用になるのか、しっかりとチェックする必要があります。

【改定後の生命保険料控除の概要】

【適用限度額12万円】



税務 控除対象扶養親族とは…

担当: 吉村千花子

年末調整は平成24年1月1日～平成24年12月31日までの1年間の源泉所得税を計算するものですが、控除対象扶養親族がいる場合は一定の所得控除を受けることができます。扶養親族が今回の平成24年12月31日時点と前回の平成23年12月31日時点で変わった方は注意が必要です。

控除対象扶養親族とは扶養親族のうち以下の要件すべてにあてはまる人をいいます。

- ①平成24年12月31日現在の年齢が16歳以上の人。
- ②配偶者以外の親族または県や市町村から養護を委託された児童、老人（配偶者以外の親族＝6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ③年末調整を受ける人と生計を一にしていること。（生計を一＝同居という意味ではありません）
- ④平成24年1月1日～平成24年12月31日の合計所得が38万円以下であること。
- ⑤青色申告者の事業専従者として平成24年1月1日～平成24年12月31日に一度も給与をもらっていないこと、または白色申告者の事業専従者でないこと。

たとえば、

- 控除対象扶養親族が給料所得の他に利子、配当、不動産、事業、退職、山林、譲渡、一時、雑所得があり、合計所得が38万円を超えた場合 → 扶養控除が適用されなくなります。
- 一緒に住んでいないが要件にあてはまる親がいる場合 → 生活費や療養費の送金をしていれば扶養控除が適用されます。逆に一緒に住んでいても明らかに独立した生活をしている場合は扶養が適用されないこともあります。
- 平成23年12月31日時点で扶養控除対象の親が平成24年中に亡くなった場合 → 平成24年12月31日時点で判断することになっていますが、年途中で亡くなった場合はその死亡時の現況で控除対象に該当するかを判断しますので、扶養控除が適用されます。

あてはまることはありませんでしたか？
年末調整に向けて一度確認してみてください。



税務 勤続5年以下の役員退職手当等の退職所得の計算の方法が変わります

担当: 宗盛早織

現在、退職手当等に対しては、退職所得控除を差し引いた金額に1/2を乗じた金額に課税されることとなっていますが、25年1月1日より 特定の役員に対する退職手当等については 1/2を乗じないで課税されることとなりました。

（特定の役員とは、勤続年数が5年以下の役員で、法人の役員（監査役も含む）や議員、公務員などを指します。）

（表1）退職所得金額の算式

	役員等としての勤続年数	名称	計算式
退職所得金額	5年超	一般退職手当等	(退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2
	5年以下	特定退職手当等	退職手当等の収入金額－退職所得控除額

退職所得控除額の算式

1. 通常の退職の場合
 - 1) 勤続年数が20年以下の場合
勤続年数 × 40万円（最低80万円）
 - 2) 勤続年数が20年を超える場合
800万円 + 70万円 × (勤続年数－20年)
2. 障害になったことに直接起因して退職した場合
 1. によって計算した金額 + 100万円

従業員など使用人が役員になった場合、役員退職金と使用人としての退職金と同時に受給する場合、使用人としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がある場合には、勤続年数の算定が複雑になるので注意が必要です。

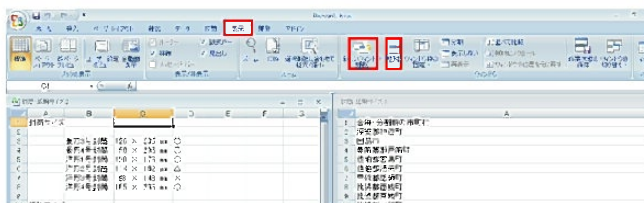




OS 編

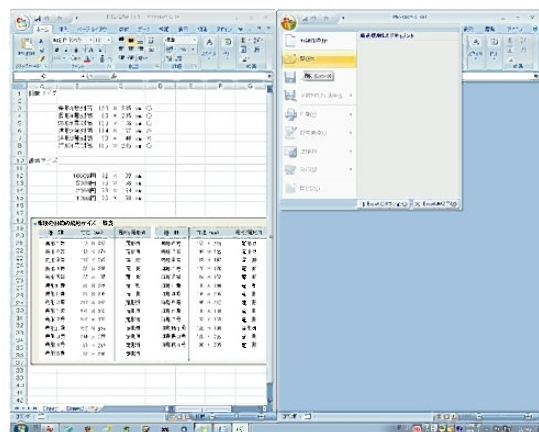
エクセルのシートを2つのウィンドウで表示する

エクセルのシートを2つのウィンドウに表示して作業をするには、1つ目のシートを開いた後、まず[表示]リボンから[新しいウィンドウを開く]を選んでもう1つのウィンドウを開き、次に[整列]から並べ方を選びます。



この方法では、1つのエクセルのウィンドウの中に、2つのウィンドウが表示されます。

それぞれのシートを別々のエクセルのウィンドウに表示させたい場合は、予めエクセルを2つ開いておいてから、それぞれのウィンドウでブックを開きます。



この場合は、別々のウィンドウで扱えるので便利です。ただし、同じブックを別々のウィンドウに開く場合は、後に開いた方が「読み取り専用」になるので注意が必要です。

編集後記

10月最後の土日で行われたフードフェスティバルへ数年ぶりに行ってきました。

私が行った日曜日は曇ってはいましたが、気温も暖かく過ごしやすかったです。たくさんの方が集まっていて、とても賑やかなイベントでした。

しかし私は、せっかく久々に行ったにも関わらず結局ビールを飲んで、たまに少し食べて、またビールを飲んで、食を楽しむといより普通に飲みに行ったという感じでした。

たくさんのお店があり、お好み焼き、牡蠣、尾道ラーメン、お酒など広島には名物と言える食べ物が色々あるんだと改めて思いながらお店をまわりました。

今年、「**おいしい！広島県**」と銘打って、我が広島県を全国へアピールする活動が行われています。広島は、人口は多くはないですが、それなりにいて、割りと名所もあり、海もありスキー場もあり、プロスポーツチームも野球、サッカー、バレーボールと3つも揃っていますし、住みやすい県だとは思いますが…。他県の方の広島についての反応も「修学旅行でしか行ったことがない」とか「あ〜広島ね…いいところよね…」といまいちです。あくまで今のところですが、やはり広島って「おいしい！」なんですよね。やはり我々もこのようなイベントを通じて広島をもっともっと全国にアピールしていかなければいけないですね。

吉國 雄一郎

☆ シンプルスピード 給与編★

担当:宗盛早織

シンプル給与をお使いの方へ

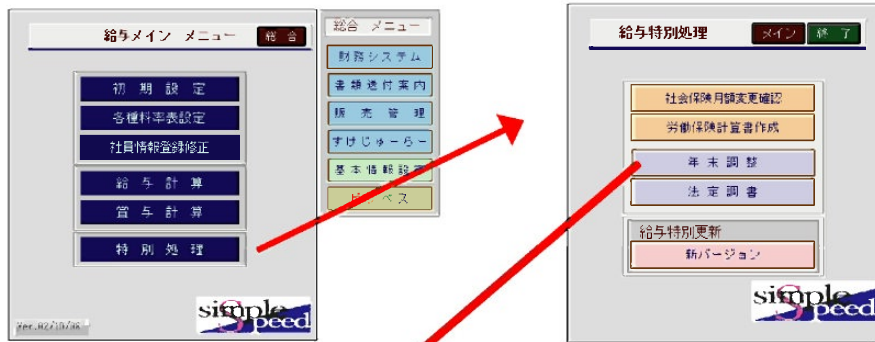
お使いのソフトで年末調整をすることができます。

※24年の年末調整は控除の改正がありますのでソフトの更新が必要です。

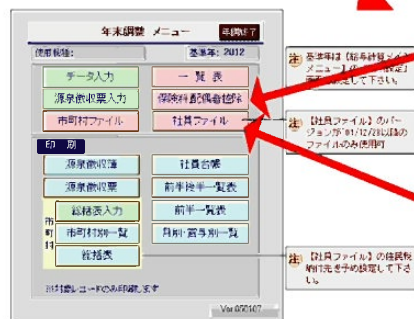
更新方法は担当者に相談ください。

給与メインメニューの特別処理から

年末調整へ



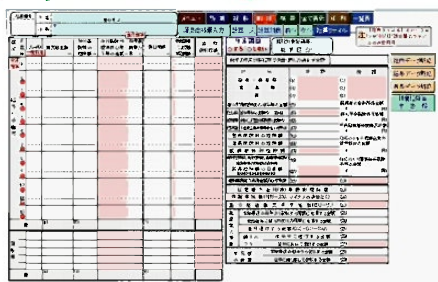
年末調整メニューが表示されます。



【保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書】を基に、保険・年金・配偶者特別控除に該当する方の所得金額などを入力

【扶養控除等申告書】を基に、社員ファイルの修正・確認
※住所・氏名・年齢・扶養・寡婦・障害者の有無などを入力

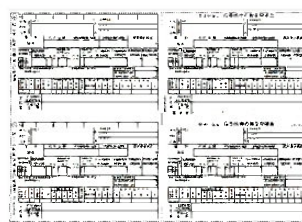
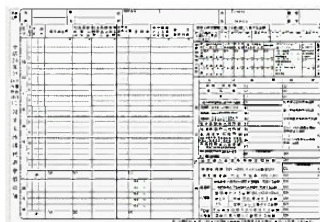
① データ入力画面の社員データ取込を押し該当の社員を選び取り込み。



② 給与データ取込・賞与データ取込を押し24年に支払った全ての内容が記載されているか確認をして計算対象か計算一人を押して計算。

③ 扶養人数・保険料・配偶者控除で入力した内容が反映されているか確認して、問題がなければ年末調整は完了です。

④ 源泉徴収簿と源泉徴収票をプリントしてください。



なお、還付額のある方・追徴のある方は一覧表で金額が確認できます。



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆年末調整

今年も税務署より、年末調整の書類が届いているかと思います。
下記の申告書を従業員、役員の皆様全員に配って頂き、必要事項を記入してもらってください。枚数が足りない場合は、コピーして使ってください。その際、記名押印をお忘れなく。

●給与所得者の扶養控除等申告書

※本年中に出産・死別された親族も対象になります。

●保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書

※ 確認のために、できるだけ全ての生命保険・損害保険の**控除証明書**を添付してください。

※ 国民健康保険・国民年金等加入の場合はその年に支払われた金額を記載し、役所から送られてくる**社会保険料控除証明書**を必ず添付してください。

※ 小規模企業共済等加入の方は**控除証明書**を添付して下さい。

※ 配偶者の給与収入金額を記載して下さい。

また、以下のような特別な事情のある場合は、別途書類を用意して頂く事になります。

○住宅取得控除を受けておられる方は**金融機関等借入残高証明書**

○途中入社の方は、従前の勤務先の給与所得の**源泉徴収票**を取ってもらってください。

なお、住宅取得控除を初めて受ける方、医療費控除を受ける方は確定申告が必要となります。

◆建設工事定期競争入札参加資格審査について

平成25・26年度の競争入札参加資格審査申請が、国土交通省や広島県・各市町村で始まっています。

国交省(インターネット一元受付)

パスワード申込受付期間:

平成24年11月1日(木)～平成24年11月30日(金)

申請用データ受付期間:

平成24年12月3日(月)～平成25年1月15日(火)

※パスワードを取得しなければ入力プログラムのダウンロードや申請データの送信をすることが出来ません。

広島県

県内業者書類提出期限:

平成24年11月13日(火)～平成24年11月26日(月)

県外業者書類提出期限:

平成24年12月5日(水)～平成24年12月11日(火)

広島市

※広島市のホームページより申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、データを送信した後、出力した申請書及び添付資料を郵便等により送付します。

申請フォーム送信期限:

平成24年11月15日(木)～平成24年12月6日(木)

申請書類提出期限:

平成24年11月15日(木)～平成24年12月17日(月)

紙面の都合上、編集後記は6ページに移動しました。